

福岡市中央卸売市場食肉市場
売買参加者 各位

卸売市場法の改正に伴う福岡市中央卸売市場食肉市場での売買参加者の承認と更新手続き等について

日頃より、福岡市中央卸売市場食肉市場の円滑な運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、既にご承知のことかと思いますが、令和2年6月21日に改正卸売市場法が施行されることに伴い、本市においても、福岡市中央卸売市場業務条例及び福岡市中央卸売市場業務条例施行規則を改正し、同日施行することとしております。

※下記参照

それに伴い、売買参加者の承認の仕組みも、本市食肉市場の取引秩序を維持する観点から、5年を限度として有効期間を設定する等の見直しを行っております。

一方で、現在、売買参加者の承認を得られている皆さまにつきましては、制度改正後も売買参加者（みなし）ということで、令和3年3月31日までを有効期間として承認することと致しますので、別紙のとおり売買参加者承認書を送付致します。

なお、今回は手続きは必要ございませんが、令和3年4月1日以降も引き続き売買参加者として承認を受けるためには、更新の手続きが必要ですので、今後、下表のスケジュールに沿ってご案内を差し上げます。

■ 更新手続きの流れについて

時期	事項	売買参加者の皆さま
令和2年11月中旬	更新申請にあたり必要となる書類のご案内等を皆さまへ郵送によりお知らせします。	・申請書等の準備
令和3年1月初旬から2月末まで	更新申請書及び添付資料を提出していただきます。	・更新申請
令和3年2月以降順次	売買参加者承認書を送付します。	・承認書の受理

※福岡市中央卸売市場業務条例及び福岡市中央卸売市場業務条例施行規則については、福岡市農林水産局のホームページで参照ください。

アドレス：<https://www.city.fukuoka.lg.jp/nosui/shijo/life/shikumi.html>

【問い合わせ先】

福岡市農林水産局市場課 092-711-6404
福岡食肉市場株式会社 092-641-6135